

JIS

馬乗り形電動車椅子－安全要求事項

JIS T 9210 : 2020

令和 2 年 9 月 23 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	鎌田 実	東京大学
(委員)	荒木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	伊藤 納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長田 信一	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿野 歩子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河村 真紀子	主婦連合会
	齋藤 直人	日本生活協同組合連合会
	園山 洋一	公益社団法人日本包装技術協会
	高橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二瓶 美里	東京大学
	根村 玲子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	三浦 晃史	公益社団法人日本介護福祉士会
	森田 朝子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山口 玲子	一般財団法人日本消費者協会
	油野 光男	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	山本 澄子	国際医療福祉大学
	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.9.23

官 報 掲 載 日：令和 2.9.23

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 鎌田 実)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 安全要求事項	3
4.1 一般	3
4.2 使用時の安全要求事項	4
4.3 構造・機構面の安全要求事項	7
5 検証及び妥当性確認	16
6 使用上の情報	17
6.1 一般	17
6.2 表示	17
6.3 ユーザーマニュアル	18
6.4 サービスマニュアル	18
附属書 A (参考) 構造例及び各部の名称	19
附属書 B (規定) ユーザーマニュアルの記載事項	21
附属書 C (規定) サービスマニュアルの記載事項	24
解 説	26

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 特許番号：特許第 5563570
- － 氏名：株式会社テムザック
- － 住所：福岡県宗像市江口 465

上記の特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

馬乗り形電動車椅子－安全要求事項

Safety requirements for horse riding style electric wheelchair

1 適用範囲

この規格は、電動車椅子のうち、後方からスライドして乗車するものであって、座面昇降機構及び旋回機構を装備した屋内移動用の自操用座位変換形電動車椅子（以下、馬乗り形電動車椅子という。）の安全設計及び使用上の情報に対する要求事項について規定する。

この規格は、馬乗り形電動車椅子の使用に付随する危険源について特定し、それらの危険源に伴うリスクを排除したり又はリスクを最小限にするための情報を提供する。

注記 馬乗り形電動車椅子の身体支持部に使用者が体重を預けて姿勢を保ちながら自ら操作し、主に介護施設、医療施設及び使用者の住宅といった屋内での移動における使用者の生活の質を向上及び改善することを目的としている。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS T 0102 福祉関連機器用語 [支援機器部門]

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、**JIS T 0102** による。

注記 構造例及び各部の名称は、**附属書 A** を参照。

3.1

馬乗り形電動車椅子

使用者が座る座面の高さが調整でき、移乗を始める又は終わる場所（ベッド、トイレなど）に同じ高さで密着し、座面の後方からスライドして乗車・降車する形式の電動車椅子

注釈 1 この規格では、馬乗り形電動車椅子を“機体”と呼称している場合がある。

3.2

身体支持部

使用者の身体に直に接しており、身体を支える部分

注釈 1 座面、アームサポート、チェストサポート、ニーサポート、フットサポート、バックサポートなどがある。